

山梨県公報

第二千二百二十一号

平成二十四年

四月十六日

月 曜 日

目次

告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基
づく知事が定める額の一部改正 一三五

保安林の指定の予定（二件）..... 一三五

公告

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し（十一件）..... 一三六

告示

山梨県告示第百四十七号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一
項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のよ
うに定める。
平成二十四年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二
第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告
示
本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、六一三円	一一、九五四円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇二八円	一一、九五四円
二十五歳以上三十歳未満	五、六四八円	一一、〇九〇円

三十歳以上三十五歳未満	六、二〇八円	一五、九四四円
三十五歳以上四十歳未満	六、六四七円	一八、四九八円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二五円	二一、六八五円
四十五歳以上五十歳未満	六、九〇三円	二一、五二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、五五一円	二四、五五一円
五十五歳以上六十歳未満	五、七七七円	二一、〇五二円
六十歳以上六十五歳未満	四、六〇二円	一九、〇九〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一五、二四七円
七十歳以上	三、九五〇円	一一、九五四円

附則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の
規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる
補償に係る補償基礎額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償
基礎額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施
行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の
例による。

山梨県告示第百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のよ
うに保安林の指定をする予定である。

平成二十四年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
都留市境字佐渡林一七九三、一七九三の内一、一七九四の一、一七九五の一、一七九五の内一
- 二 指定の目的
水源の涵養かん
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成二十四年四月十六日

保安林の所在場所
山梨県知事 横 内 正 明

甲斐市上芦沢字横道下一〇六一の二六
指定の目的
土砂の流出の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字横道下一〇六一の二六（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年四月十六日

- 一 処分をした年月日 平成二十四年三月四日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 新生電設

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市百々千六百八十一番地八十八

3 相続人の氏名 清水稔

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第三二二九号

四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十四年二月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十四年三月四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社デイトライト

2 主たる営業所の所在地 甲府市横根町六百七番地一

3 代表者の氏名 丸山孝之

三 許可番号 山梨県知事許可（特 一九）第六八五六号

- 四 処分の内容 電気工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年二月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年三月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社勝榮建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市古府中町四千九百十四番地一
 - 3 代表者の氏名 大原勝一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第九五三号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年二月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年三月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 インテリア松田
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原千二百六十三番地
 - 3 代表者の氏名 松田幸雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第五七一九号
- 四 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年三月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年三月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社燦燦二十一
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡西桂町倉見千九百九十五番地二十
 - 3 代表者の氏名 今泉正俊
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第八三一八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年三月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年三月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 武藤建材興業
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小明見千七百七番地
 - 3 代表者の氏名 武藤守
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第八五七四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年三月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年三月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 渡文工業
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市竜ヶ丘二丁目四番四十二号
- 3 代表者の氏名 渡邊文吉
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第四二六一号
- 四 処分の内容 土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年二月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年三月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 千秋工務店
- 2 主たる営業所の所在地 上野原市上野原六千四百六十五番地
- 3 代表者の氏名 佐藤千秋
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第八四七三号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年二月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年三月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社遠英工業
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田千九百九十二番地九十九
- 3 破産管財人の氏名 佐々木亮
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第六〇一八号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年三月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年三月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社アドアートイシカワ
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市相生二丁目八番十五号
- 3 代表者の氏名 石川幸夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第六二四九号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年三月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年四月十六日

平成二十四年四月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十四年三月二十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 宗羽建鋼

2 主たる営業所の所在地 山梨市東百八十七番地の三十六

3 代表者の氏名 大澤宗昭

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第八五二七号

四 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十四年三月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番